

○香芝市広告掲載要綱

平成19年4月1日

要綱・通知

企画政策課

改正 平成22年4月1日要綱・通知

平成25年4月1日要綱・通知

(趣旨)

第1条 この要綱は、民間企業等との協働により市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域経済の活性化を図るため、市の保有資産及び市長が管理する他の資産(以下「市有資産」という。)を広告媒体として活用することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 広告媒体 次に掲げる市有資産のうち広告掲載が可能なものをいう。

イ 市の広報印刷物

ロ 市のホームページ

ハ 市の財産

ニ その他広告媒体として活用できる資産で市長が別に定めるもの

(2) 広告掲載 広告媒体に民間企業等の広告を掲載し、又は掲出することをいう。

(広告の範囲)

第3条 次の各号のいずれかに該当する広告は、広告掲載を行わない。

(1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの

(2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの

(3) 人権侵害となるもの

(4) 政治性のあるもの

(5) 宗教性のあるもの

(6) 社会問題についての主義主張

(7) 個人又は法人の名刺広告

(8) 良好な景観又は風致を害するもの

(9) 当該広告事業の内容を、市が推奨しているかのような誤解を与えるもの

- (10) 公衆に不快の念又は危害を与えるもの
- (11) 市の広告事業の円滑な運営に支障をきたすもの
- (12) 青少年保護及び健全育成の観点から適切でないもの
- (13) その他、広告掲載を行う広告として不相当であると市長が認めるもの

2 前項に定めるもののほか、広告媒体に掲載できる広告に関する基準は、市長が別に定める。

(広告媒体の種類等)

第4条 各所属長は、自ら管理する広告媒体に広告掲載を行う場合にあっては、広告媒体の種類、規格、掲載位置、募集方法、広告料及び選定方法等を別途定める。

(審査機関)

第5条 掲載する広告の可否を審査するため、香芝市広告審査委員会(以下「審査会」という。)を設置する。

- 2 委員長は、副市長をもって充てる。
- 3 委員は、香芝市行政組織条例(平成5年条例第4号)第1条に規定する部の部長、会計管理者、議会事務局長及び教育委員会事務局教育部長の職にある者をもって充てる。
- 4 委員長は、前項に定める委員のほか、広告媒体及び審査する内容に関連する所管の所属長を臨時の委員として加えることができるものとする。
- 5 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(平成22年4月1日・平成25年4月1日・一部改正)

(会議)

第6条 審査会の会議は、掲載する広告の可否について疑義が生じた場合において、委員長が必要と認めたときに、委員長が招集する。

- 2 審査会の会議は、委員長がその議長となる。
- 3 審査会の会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開くことができない。
- 4 審査会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 5 委員長は、広告掲載等を行うそれぞれの広告媒体を所管する所属長を審査会に出席させ、その意見又は説明を求めるものとする。
- 6 委員長は、必要があると認めたときは、審査会の会議に関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、企画部企画政策課において処理する。

(平成22年4月1日・一部改正)

(広告代理店への業務委託)

第8条 市長は、広告の募集等に係る事務を広告代理店に委託することができる。

(広告を掲載した物品等の受入れ)

第9条 市長は、広告掲載した物品等の寄贈の申入れがあった場合において、当該物品等に掲載される広告が第3条第1項各号に該当しないと認められるときは、寄贈を受けることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。